

児童生徒の命を守り、育てる教育

～生徒指導の徹底及び道徳教育の充実～

1. 生徒指導の徹底について

- 主な参考資料：『生徒指導提要』（文部科学省 平成22年3月）
「子供に伝えたい自殺予防」（文部科学省 平成26年7月）
「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（文部科学省 平成21年3月）

2. 道徳教育の充実について

- 主な参考資料：『学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』（文部科学省 小学校平成29年6月）
（文部科学省 中学校平成29年7月）

本資料を、各学校で展開する具体的な取組の基盤としていただきたいと思います。
職員会議や校内研修等、全教職員で読み合う機会を必ず設けてください。

令和2年4月

沼田市教育委員会

1.生徒指導の徹底について ～児童生徒の命を守り、育てる教育～

『生徒指導提要』（平成22年3月 文部科学省）

生徒指導提要

○第6章(生徒指導の進め方)－第9節「命の教育と自殺の防止」(P.180～181)

1 命の教育の意義

- (1) 命を取り巻く危機的状況と命の教育の必要性
- (2) 命の教育を進める視点

- ・ 児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情をはぐくむ
- ・ 命の大切さを実感できるような自然や人と豊かにかかわる体験活動の充実を図る
- ・ 児童生徒個々の発達の段階に配慮する
- ・ 教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る

(3) 命の教育から自殺予防教育へ

2 自殺の防止 (P.181～182)

(1) 自殺の危険因子：だれに自殺の危険が迫るのか？

- ①自殺未遂歴
- ②心の病
- ③孤立感
- ④事故傾性

— (自殺の危険因子) どのような子どもに自殺の危険が迫っているのか？ —

- ・ 自殺未遂歴 (自らの身体を傷つけたことがある)
- ・ 心の病 (うつ病、統合失調症、摂食障害など)
- ・ 安心感の持てない家庭環境 (虐待、親の心の病、家族の不和、過保護・過干渉など)
- ・ 独特の性格傾向 (完全主義、二者択一思考、衝動的など)
- ・ 喪失体験 (本人にとって価値あるものを喪う経験)
- ・ 孤立感 (特に友達とのあつれき、いじめ)
- ・ 事故傾性 (無意識の自己破壊行動)

— 文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防(2009年) —

(2) 自殺の危険を感じた場合の対応 (T e l l、A s k、L i s t e n、K e e p s a f e)

T：子どもに向かって心配していることを言葉に出して伝えます。

A：真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構いません。むしろ、これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となります。

L：傾聴です。叱責や助言などをせずに子どもの絶望的な訴えに耳を傾けましょう。

K：危険を感じたら、子どもをひとりにせずに一緒にいて、他からの適切な援助を求めてください。自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者にも知らせ、子どもを医療機関に受診させる必要があります。

(3) 治療の原則

「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」(平成21年3月 文部科学省)

○第3章「自殺予防のための校内体制」(P.14～20)

(1) 子どものSOSに気づく校内体制 (P.14～15)

- ①相談しやすい雰囲気づくり
- ②言葉にならない声への気づき
- ③多角的な視点を生かした子ども理解

(2) 自殺予防のための教育相談体制 (P.15～18)

- ①教職員等の役割分担の明確化
- ②教育相談体制を見直すためのチェックポイント

—チェックポイント—

- a 問題に気づいた人が、問題を全体に投げかけられる雰囲気がありますか？
- b 教育相談担当者と養護教諭が連携の中心になっていますか？
- c 教育相談担当者と生徒指導担当者との連携はとれていますか？
- d 一人で抱え込まずに、チームで支援する体制になっていますか？
- e 話し合いが継続的に行われるようなシステムができていますか？
- f 事例検討会を実施していますか？
- g スクールカウンセラーや学校医との連携はとれていますか？
- h 学校内だけで対応するのではなく、専門機関を積極的に活用していますか？



(3) 危機対応のための校内体制 (P.18～19)

- ①校内における「危機対応チーム」
- ②危機対応の流れ (P.19 図表3-3 参照)

(4) まとめ (P.20)

教師は、自殺予防のさまざまな場面で重要な役割を果たしています。しかし、個人の力だけでは深刻な悩みを抱えた子どもに対処していくには限界があります。多面的な理解に基づいたきめ細かな対応を進めていくには、学校におけるさまざまな役割を担った教職員の間で十分な連携を図ることが不可欠です。また、実際の危機に対応するには、学校外の関係機関との協力関係を築いておくことも必要です。

強調しておきたいのは、ひとりで抱え込まないでチームとして関わるということです。そして、困難な問題に組織として取り組んだその経験を学校全体で共有することです。それをもとに、個々の学校現場で、自殺予防のためにどのような校内体制をつくることができるか検討していくことが望まれます。

「SOSの出し方に関する教育」プログラム「自分を大切にしよう」の活用(平成31年3月 群馬県こころの健康センター)

授業は、学級担任、同じ学年を担当する他の教員、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー、保健師等によるティーム・ティーチングで行うことが望ましいとされている。このことにより、子どもが、学級担任以外の教職員にも相談しやすくなるというメリットがある。

○授業のねらい

自分がかげがえのない大切な存在であることに気付くとともに、ストレスへの様々な対処方法を理解し、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するための援助希求について考える。

相談機関の活用「児童生徒に伝えたい相談機関」(「SOSの出し方に関する教育」プログラムP.3～4参照)

- 24時間子供SOSダイヤル「0120-0-78310」
- 子どもホットライン24 「0120-783-884」
- 子ども教育・子育て相談 「0270-26-9200」
- こころの健康相談統一ダイヤル「0570-064-556」
- 子どもの人権110番 「0120-007-110」
- SNS相談事業 **厚労省 SNS相談** で検索
- チャイルドライン 「0120-99-7777」

2.道徳教育の充実について ～児童生徒の命を守り、育てる教育～

◎学習指導要領解説 特別の教科道徳編 平成29年7月 文部科学省

内容項目（小学校P.64・中学校P.62）

「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

19 生 命 の 尊 さ	小 学 校 1・2 学年	生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。
	小 学 校 3・4 学年	生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。
	小 学 校 5・6 学年	生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。
	中 学 校	生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。 現行：「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」3-(1)

（1）内容項目の概要（小学校P.64・中学校P.62）

小学校

生命を大切にし尊重することは、かけがえのない生命をいとおしみ、自らもまた多くの生命によって生かされていることに素直に応えようとする心の表れと言える。ここでいう生命は、連続性や有限性を有する生物的・身体的生命、さらには人間の力を越えた畏敬されるべき生命として捉えている。そうした生命のもつ侵し難い尊さが認識されることにより、生命はかけがえのない大切なものであって、決して軽々しく扱われてはならないとする態度が育まれるのである。（中略）

生命のかけがえのなさは様々な側面から考えられる。家族や社会的な関わりの中での生命や、自然の中での生命、さらには、生死や生き方に関わる生命の尊厳など、発達の段階を考慮しながら計画的・発展的に指導し、様々な側面から生命の尊さについての考え方を深めていくことが重要である。

中学校

生命を尊ぶためには、まず自己の生命の尊厳、尊さを深く考えることが重要である。生きていくことの有り難さ深く思いを寄せることから、自己以外のあらゆる生命の尊さへの理解につながるように指導することが求められる。

近年、生徒の生活様式も変化し、自然や人間との関わり希薄さから、生命あるものとの接触が少なくなり、生命の尊さについて考える機会を失いつつある。「生命の尊さ」という価値についての理解には、「生命」そのものに対する理解が前提であり、しかもその豊かさや深まりが重要である。また、中学生の時期は、比較的健康に毎日を過ごせる場合が多いため、自己の生命に対する有り難みを感じている生徒は決して多いとは言えない。身近な人の死に接したり、人間の生命の有限さやかけがえのなさに心を揺り動かされたりする経験をもつことも少なくなっている。このことが、生命軽視の軽はずみな言動につながり、いじめなどの社会的な問題となることもある。

（2）指導の要点

※詳細は小学校は P.65、中学校は P.63 参照